

大学基準協会による認証評価結果について

本日、大学基準協会の法科大学院認証評価結果が公表され、本法科大学院について評価基準に適合していないとの評価が示されました。その理由となった勧告事項の主な内容は、商法及び行政法分野の一部科目が選択必修等となっている点、いくつかの科目で最終回に授業内試験を実施し、授業としての回数が不足する結果となっている点、そして、一部の教員の教育研究実績に関する点となっています。

このような事態となり、関係各位にはご迷惑をおかけいたしますが、授業カリキュラムに関する指摘事項については、すでに必要なカリキュラム改正を行い、該当科目の必修化、各期授業の完遂を実現する体制構築をそれぞれ行いました。また、教員の研究実績の点についてですが、選択科目である英米法について相応しい教員が確保されていない点及び民事訴訟法分野の研究者教員の研究実績が認められない点を、改善点として指摘されましたので、英米法に関しては2018年度の授業を休講といたしました。また、民事訴訟法分野に関しては、当該教員は2015年度から本法科大学院の授業を担当しておらず、現在、実務家教員を中心に授業が行われております。今回の認証評価結果においても担当する実務家教員が高度な指導能力を有するものと認められるとの評価を得ており、民事訴訟法分野の授業水準そのものに関する改善勧告は受けておりません。ただし、英米法及び民事訴訟法分野のいずれについても、2019年度以降は、勧告事項を踏まえた担当教員の確保に努める所存です。

1880年、新進気鋭の7名の代言人（現在の弁護士です）らによって東京法学社が設立されたことに本学の歴史が始まります。この実務法律家による建学の精神を本法科大学院は引き継いでおり、多くの実績のある実務家教員が在籍していることから明らかであります。今回の大学基準協会の認証評価の結果は大変、残念ではありますが、本法科大学院としては、今回の評価結果を受けて、これを受け入れるべき点は真摯に受け入れ、また、少人数教育に基づき、よき実務法曹を育てるという本学の長所を引き続き維持・充実させながら、2018年度以降の授業を遂行していく予定です。

なお、今回の認証評価結果に対しては、今後、所定の手続を経て追評価を受けることにより結果の変更を求めていく予定ですので、本法科大学院の新生を含めた在学生及び修了生の皆さんを初めとする関係各位のご理解をお願いする次第です。

2018年3月28日

法政大学

法務研究科長 廣尾 勝彰